

許可の区分	薬局	
開設者	株式会社中沢薬局 代表取締役 中沢 左百合	
許可証の記載事項	氏名	株式会社中沢薬局
	名称	株式会社中沢薬局 医大前店
	所在地	山梨県中央市若宮23-3
	許可番号	第1424号
	有効期間	令和4年9月21日から令和10年9月20日まで
管理者の氏名	小口和也	
勤務する薬剤師の氏名及び担当業務	小口和也・元松佐季子・猪又悟志・丸山綾・山口千恵・小林良成 加藤翔舞・水村郁巳・小池直樹・小宮山まり・樋川花帆 (調剤・陳列・医薬品販売・情報提供・相談・在庫管理)	
取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分	薬局医薬品・要指導医薬品・第1類医薬品・指定第2類医薬品 第2類医薬品・第3類医薬品	
勤務する者の区別	薬剤師	白衣、名札に氏名及び「薬剤師」を記載
	登録販売者	色付きのジャケット、名札に氏名及び「登録販売者」記載
	一般従事者(事務)	色付きのジャケット、名札に氏名及び「事務」を記載
営業時間	月・火・水・金 8:45~18:15 木・土 8:45~12:30	
休業日	木・土曜日(12:30~)、日曜日、祝祭日	
営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間	なし	
相談を受けるとともに、また複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックしています。	(株)中沢薬局医大前店	
及び緊急時の連絡先	TEL 055-269-5881 / FAX 055-269-5882	
<p>・当薬局は、患者様ごとに服用薬剤の種類や経過などを記録した「薬剤服用歴」を作成し、調剤の都度、取扱いの注意、薬によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、また複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックしています。</p> <p>・処方箋等による医師の指示がある時は在宅で療養されている患者さま宅を訪問し、服薬指導等を行っております。</p> <p>・当薬局は、後発医薬品調剤体制加算を算定し、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の調剤を積極的に行っております。</p>		

夜間・休日等加算の対象時間および営業時間外の時間外調剤料について

保険薬局では開局時間外に調剤を行った場合、厚生労働省の通知により以下の時間帯に来局された患者様に対し加算を算定する事になっています。ご理解ご協力の程宜しくお願いいたします。

●夜間・休日等加算(延長開局中のみ)

平日: 6:00~8:00、19:00~22:00
土曜日: 6:00~8:00、13:00~22:00

※延長開局中の場合のみ夜間・休日等加算を算定します。

●休日加算

休日: 日曜日および国民の休日

年末年始: 12月29日~翌年1月3日(休日として取り扱います)

●時間外加算

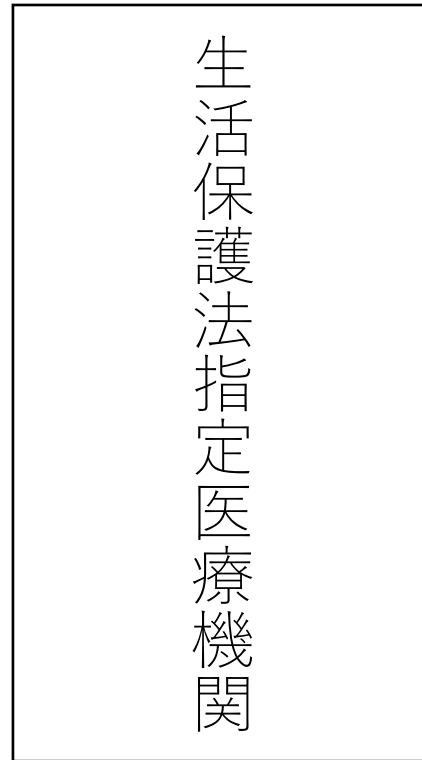
平日: 6:00~8:00、18:00~22:00
土曜日: 6:00~8:00、18:00~22:00

●深夜加算

22:00~翌日の6:00

当薬局の取得免許・許可一覧

- 麻薬小売業者免許
- 高度医療機器等販売業許可
- 障害者自立支援法第60条第1項に規定する指定
自立支援医療機関：育成医療・更生医療・精神通院医療
- 生活保護法第49条の3の規定による医療機関
- 児童福祉法第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定
- 難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規程による指定医療機関
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定
による結核指定医療機関
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第19条第1項の規程による指定
- 労働災害保険指定薬局
- 第二種協定指定医療機関の指定



当薬局の施設基準一覧

- 調剤基本料 1
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- 服薬管理指導料
- 在宅薬学総合体制加算
- 後発医薬品調剤体制加算 2
- 医療情報取得加算
- 連携強化加算
- 医療 DX 推進体制整備加算

安心して薬局サービスを受けていただくために

個人情報の利用目的

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

- ◎当薬局における調剤サービスの提供
- ◎医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- ◎病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ◎病院、診療所などからの照会への回答
- ◎家族などへの薬に関する説明
- ◎医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- ◎薬剤師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体、保険会社への相談または届出など
- ◎調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ◎当薬局内で行う症例研究
- ◎当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- ◎外部監査機関への情報提供

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当薬局では、調剤業務や情報提供など、患者様が安全にお薬を服用していただくためのサービスを適切に提供できるよう努めております。患者様の個人情報につきましても、適切に保護することが重要な責務であると考えております。

以下のとおり個人情報保護に関する方針を定め、全職員に周知徹底を行い、個人情報保護に努めます。

- ◎個人情報の収集、利用及び提供について

患者さまへの安全で適切な医療を提供するために、必要な範囲で個人情報を収集いたします。その利用については、あらかじめ利用目的をお知らせし、その範囲を超えた利用及び第三者への提供は、以下の場合を除き原則致しません。

- ◇事前に患者さまの同意をいただいている場合
- ◇個人が識別できない状態に加工してから利用する場合
- ◇法令等に基づく場合や生命、身体等の保護が優先される場合
- ◎個人情報の安全管理について

患者さまの個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めます。また、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどに対する適切な情報セキュリティ対策を実施し、個人情報の安全管理に努めます。

（スキャナ等で電子化して保存する場合や外部に保存する場合についても同様）

- ◎個人情報の開示、修正等

患者さまからご本人の個人情報の開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当薬局の開示手順に従った対応を致します。また、訂正や利用停止を求められた場合も、調査を行い適切に対応を致します。

- ◎関係法令及びガイダンス等の遵守

当薬局は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護に関する法令、ガイダンス、その他の規範を遵守し、継続的な改善が図られるよう取り組んでまいります。

医療の透明化のために明細書を発行しています

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勤めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行いたしております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者についても明細書の発行が義務付けられております。

株式会社中沢薬局 医大前店

開 設 者：株式会社中沢薬局
代 表 取 締 役：中沢 左百合
管 理 薬 剤 師：小口 和也

サービス提供に係る重要事項

法 人 名 称	株式会社中沢薬局
代 表 者	中沢 左百合
薬 局 の 名 称	株式会社中沢薬局 医大前店
管 理 薬 剤 師	小口 和也
所 在 地	中央市若宮23-3
電 話 番 号	055-269-5881
上 記 不 在 の 場 合 緊 急 時 の 連 絡 先	050-5809-7625
指定介護保険事業所番号	1942310259

●事業の目的と運営方針

事 業 の 目 的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、在宅薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運 営 の 方 針	<p>①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</p> <p>②☒記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p> <p>③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。</p>

●提供するサービス

薬剤師が医師の発行する処方箋に基づいて薬剤を調整するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。

注) 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

●職員等の体制

薬剤師 2名、事務員 2名

●サービス提供可能な日と時間帯

サ ー ビ ス 提 供 日	月～金
サ ー ビ ス 提 供 時 間	13:00～14:30

●利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

- ①居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費
341円～517円（1割負担の場合）
算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。
ただし、末期の悪性腫瘍又は中心静脈栄養を受けている方の場合、週に2回かつ月に8回を限度。
- ②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合
1回につき100円（①に加算）

●苦情対応

株式会社中沢薬局 東油川事務所	055-261-7800
中央市役所 高齢介護課	055-274-8556
山梨県国民健康保険団体連合会	055-223-2111

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

	医薬品区分	定義及び解説					
要指導医薬品、一般用医薬品の定義及び解説	要指導医薬品	<p>下記のイからニに掲げるもののうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なもの。</p> <p>イ 再審査を終えていないダイレクトOTC ロ スイッチ直後品目 ハ 毒薬 ニ 劇薬</p>					
	一般用医薬品	第1類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申請に際して薬事法第14条第8項第1号に該当するとされた医薬品であって当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。(一般用医薬品の中で特にリスクが高い医薬品を指します。)				
		第2類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(第1類医薬品を除く。)であって厚生労働大臣が指定するもの。(一般用医薬品の中でリスクが比較的高い医薬品を指します。) 第2類医薬品の中で、特別な注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものを「指定第2類医薬品」として区別しています。				
		第3類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。(一般用医薬品の中で比較的低いリスクを指します。)				
要指導医薬品、一般用医薬品の表示に関する解説	<p>個々の医薬品については、下記のとおり表示されています。</p> <p>○要指導医薬品は、「要指導医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。</p> <p>○一般用医薬品は、リスク区分ごとに、「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。</p> <p>○指定第2類医薬品は、2の文字を○(丸枠)又は□(四角枠)で囲みます。</p> <p>* 要指導医薬品、一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。また、直接の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。</p>						
要指導医薬品、一般用医薬品の情報の提供及び指導等に関する解説、指定第2類医薬品の禁忌の確認・専門家への相談について	<p>(記載例)</p> <table border="1" data-bbox="1273 853 1450 1025"> <tr> <td>要指導用医薬品</td> </tr> <tr> <td>第〇類医薬品</td> </tr> <tr> <td>第②類医薬品</td> </tr> </table>				要指導用医薬品	第〇類医薬品	第②類医薬品
	要指導用医薬品						
	第〇類医薬品						
	第②類医薬品						
	医薬品のリスク分類	情報提供等	相談があった場合の応答	対応する専門家			
要指導医薬品	書面で情報提供及び指導	義務	薬剤師				
一般用医薬品 第1類医薬品	書面で情報提供	義務	薬剤師				
指定第2類医薬品 第2類医薬品	情報提供は努力義務	義務	薬剤師又は登録販売者				
第3類医薬品	薬事法上定めなし	義務	薬剤師又は登録販売者				
要指導医薬品の陳列等に関する解説	要指導医薬品は、要指導医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。						
一般用医薬品の陳列に関する解説	第1類医薬品は、第1類医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。指定第2類医薬品は、情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲に陳列しています。第2類医薬品、第3類医薬品については、それぞれ区別して陳列棚に配置しています。						
医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説	<p>〔医薬品副作用被害救済制度〕 医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問合せください。 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA) http://www.pmda.go.jp/index.html 健康救済制度相談窓口 0120-149-931 9:00~17:00(月~金 祝日年末年始除く)</p>						
苦情相談窓口	<p>・所轄する保健所名:山梨県福祉保健部 中北保健福祉事務所 衛生課 電話番号:0551-23-3071 受付時間:9:00~17:00(月~金 祝日年末年始除く)</p> <p>・独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA) 消費者くすり相談室 電話番号:03-3506-9457 受付時間:9:00~17:00(月~金 祝日年末年始除く)</p>						